

2. 大気関係資料

表 2 - 1 - 1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg / m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	年平均値が0.003mg / m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	年平均値が0.15mg / m ³ 以下であること。

表 2 - 1 - 2 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	指 針 値
ア ク リ ロ ニ ト リ ル	年平均値 2 μg / m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μg / m ³ 以下
水 銀	年平均値 0.04 μg Hg / m ³ 以下
ニ ッ ケ ル 化 合 物	年平均値 0.025 μg Ni / m ³ 以下

表2-2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設

	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及び力焼炉	原料の処理能力が1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
7	石油製品、石油化学製品又はコールドタル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6ℓ/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20ℓ/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3ℓ/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算35ℓ/時以上

表 2 - 3 - 1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000 m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75 cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03 m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW以上

表 2 - 3 - 2 大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設

	施設の種類	施設の規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上
5	研摩機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス	
9	穿孔機	

(備考) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

表 2 - 4 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類の種類

特 定 施 設 の 種 類	
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上1㎡未満であるもの 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積を言う。）が0.5㎡未満であるもの バ - ナ - の燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30ℓ以上50ℓ未満であるもの 変圧器の定格容量が200kVA未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの 火格子面積が2㎡以上であるもの 焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く。）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く。）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カ - ボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15に掲げるものを除く。）

（注）1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値	
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（上記表の1に掲げる施設）	ばいじん	0.20	g / N m ³
廃棄物焼却炉 （上記表の2に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0	mg / N m ³
	塩素	30	mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10	mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10	mg / N m ³
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 （上記表の3から17に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0	mg / N m ³
	塩素	30	mg / N m ³
	塩化水素	80	mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10～20	mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10～30	mg / N m ³

表 2 - 5 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類

	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が摂氏15度、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50キロリットル以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクロ-リ-に積み込む施設）	1日の取扱量が30キロリットル以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30キロリットル以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分であるものにあつては、1気圧の状態で沸点が摂氏150度以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態で5容量比パーセントの留出量となるときに温度が摂氏150度以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 基 準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の2に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクロ-リ-と直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表2 - 7 二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合			日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	設置主体
						時間	%	時間	%	日			%	有×		
福井市	井盛合宮化市	住	365	8726	0.005	0	0	0	0	0	0.030	0.010		0	県市市市市市市市	
		住	346	8482	0.003	0	0	0	0	0	0.022	0.007		0		
		未	342	8402	0.003	0	0	0	0	0	0.022	0.006		0		
		住	359	8652	0.004	0	0	0	0	0	0.020	0.007		0		
		商	361	8684	0.004	0	0	0	0	0	0.028	0.009		0		
		未	336	8239	0.003	0	0	0	0	0	0.030	0.008		0		
		住	360	8673	0.003	0	0	0	0	0	0.023	0.006		0		
三国町	足羽三国	未	338	8335	0.003	0	0	0	0	0.020	0.006		0	市市市市		
		未	365	8727	0.003	0	0	0	0	0.029	0.007		0			
		未	355	8614	0.003	0	0	0	0	0.034	0.006		0			
		住	365	8752	0.002	0	0	0	0	0.022	0.005		0			
金津町	中川丸岡	未	365	8743	0.003	0	0	0	0	0.022	0.006		0	町町町町		
		未	364	8741	0.002	0	0	0	0	0.026	0.006		0			
		未	364	8741	0.002	0	0	0	0	0.026	0.006		0			
		未	352	8524	0.004	0	0	0	0	0.033	0.007		0			
丸岡町	北丸岡	未	364	8697	0.003	0	0	0	0	0.021	0.007		0	町		
		住	363	8712	0.006	0	0	0	0	0.097	0.013		0			
		住	363	8712	0.005	0	0	0	0	0.090	0.016		0			
敦賀市	和久野	住	365	8752	0.005	0	0	0	0	0.094	0.010		0	市市市		
		住	365	8742	0.003	0	0	0	0	0.021	0.006		0			
		住	362	8716	0.004	0	0	0	0	0.061	0.010		0			
武生市	味真野大気	住	357	8615	0.005	0	0	0	0	0.046	0.011		0	市市市		
		未	357	8606	0.001	0	0	0	0	0.021	0.002		0			
		住	363	8695	0.004	0	0	0	0	0.052	0.008		0			
鯖江市	神江	住	365	8723	0.001	0	0	0	0	0.034	0.003		0	市市		
		住	365	8750	0.004	0	0	0	0	0.044	0.009		0			
小浜市	小浜	住	365	8732	0.002	0	0	0	0	0.021	0.005		0	市市		
		住	365	8732	0.002	0	0	0	0	0.021	0.005		0			
大野市	大野	準工	365	8729	0.003	0	0	0	0	0.040	0.006		0	県		

(資料：環境政策課)

住：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
 商：近隣商業地域・商業地域 準工：準工業地域 工：工業地域 工専：工業専用地域
 未：用途地域をまだ決めていない地域等。以下の表においても同じ。

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲(日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを越えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表2-8-1 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途地域	一酸化窒素（NO）					二酸化窒素（NO ₂ ）										窒素酸化物（NO+NO ₂ ）					設置主体					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	有効測定日数		測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値NO ₂ (NO+NO ₂)
												時間	%	時間	%	日	%	日	%									
福井市	清見センター	住未	364	8687	0.006	0.131	0.033	364	8687	0.010	0.044	0	0	0	0	0	0	0	0	0.020	0	364	8687	0.017	0.150	0.049	61.6	県
			365	8723	0.010	0.164	0.035	365	8723	0.015	0.055	0	0	0	0	0	0	0	0	0.030	0	365	8723	0.025	0.195	0.064	60.6	県
			363	8677	0.005	0.091	0.025	363	8677	0.013	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0	363	8677	0.018	0.114	0.046	70.3	県
			356	8600	0.007	0.148	0.033	356	8600	0.013	0.065	0	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0	356	8600	0.020	0.190	0.062	64.7	市
			359	8610	0.003	0.107	0.014	359	8610	0.009	0.083	0	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	359	8610	0.012	0.167	0.037	74.8	市
			359	8642	0.007	0.174	0.032	359	8642	0.015	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0	359	8642	0.022	0.215	0.062	67.8	市
			361	8690	0.008	0.132	0.033	361	8690	0.017	0.055	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.034	0	361	8690	0.024	0.182	0.065	68.3	市
			347	8344	0.016	0.350	0.058	352	8485	0.017	0.080	0	0	0	0	0	0	4	1.1	0.037	0	347	8344	0.033	0.369	0.092	51.2	市
			363	8713	0.007	0.122	0.036	363	8713	0.013	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0	363	8713	0.020	0.162	0.068	64.0	市
			362	8689	0.005	0.184	0.021	362	8689	0.009	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	362	8689	0.014	0.218	0.042	62.7	市
三国町	三國南保育所	住未	359	8610	0.004	0.090	0.017	359	8610	0.007	0.085	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	359	8610	0.011	0.136	0.039	65.3	県	
			354	8548	0.003	0.090	0.014	354	8548	0.010	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	354	8548	0.013	0.123	0.035	75.4	町	
			365	8750	0.002	0.053	0.010	365	8750	0.008	0.055	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	365	8750	0.010	0.091	0.034	78.8	町	
			365	8743	0.002	0.109	0.010	365	8743	0.007	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	365	8743	0.009	0.136	0.033	74.6	町	
			361	8689	0.001	0.025	0.005	361	8689	0.005	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0	361	8689	0.006	0.067	0.021	83.4	町	
芦原町	芦原	住未	365	8722	0.004	0.113	0.013	365	8721	0.008	0.049	0	0	0	0	0	0	0.022	0	365	8721	0.012	0.147	0.035	69.7	県		
			348	8341	0.004	0.161	0.014	346	8303	0.007	0.044	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	346	8303	0.012	0.196	0.034	61.7	県	
金津町	金津	準工	364	8714	0.007	0.113	0.028	364	8714	0.011	0.045	0	0	0	0	0	0	0.023	0	364	8714	0.019	0.134	0.046	60.8	広域圏		
			364	8712	0.005	0.119	0.018	364	8712	0.011	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	364	8712	0.016	0.157	0.042	67.2	県	
丸岡町	丸岡	住未	363	8716	0.004	0.121	0.023	363	8715	0.010	0.050	0	0	0	0	0	0	0.028	0	363	8715	0.014	0.168	0.049	70.5	県		
			365	8708	0.004	0.102	0.015	365	8719	0.007	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	365	8707	0.011	0.128	0.033	63.1	県	
坂井町	坂井	住未	358	8604	0.009	0.270	0.039	363	8710	0.014	0.054	0	0	0	0	0	0	0.028	0	358	8604	0.023	0.312	0.068	59.5	県		
			360	8651	0.005	0.126	0.020	360	8651	0.010	0.052	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	360	8651	0.015	0.168	0.041	68.7	県	
敦賀市	和久	野比	364	8740	0.008	0.189	0.039	364	8742	0.015	0.074	0	0	0	0	0	0	0.030	0	364	8740	0.022	0.222	0.068	65.3	市		
			361	8641	0.005	0.115	0.019	361	8641	0.013	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	361	8641	0.017	0.144	0.043	73.4	県	
武生市	武生	準工	363	8690	0.009	0.131	0.040	363	8690	0.013	0.054	0	0	0	0	0	0	0.029	0	363	8690	0.022	0.171	0.070	58.5	県		
			360	8624	0.006	0.111	0.034	360	8624	0.013	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0	360	8624	0.019	0.148	0.057	70.0	県	
鯖江市	神明	住未	361	8642	0.002	0.035	0.007	361	8642	0.008	0.037	0	0	0	0	0	0	0.016	0	361	8642	0.011	0.065	0.022	77.3	県		
			347	8304	0.003	0.101	0.017	347	8304	0.008	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	347	8304	0.011	0.131	0.038	75.6	県	
小浜市	小浜	住未	329	7830	0.002	0.071	0.008	329	7830	0.007	0.040	0	0	0	0	0	0	0.015	0	329	7830	0.008	0.096	0.024	81.7	県		
			314	7566	0.002	0.075	0.009	314	7566	0.008	0.070	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0	314	7566	0.009	0.108	0.027	79.9	県	

(注)「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

表2-8-2 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途地域	一酸化窒素（NO）					二酸化窒素（NO ₂ ）										窒素酸化物（NO+NO ₂ ）					設置主体					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	有効測定日数		測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値NO ₂ (NO+NO ₂)
												時間	%	時間	%	日	%	日	%									
福井市	自排福井	準工	347	8307	0.024	0.237	0.063	347	8306	0.019	0.058	0	0	0	0	0	0	0	0.033	0	347	8306	0.043	0.289	0.095	43.6	県	
			362	8691	0.031	0.216	0.085	362	8692	0.025	0.077	0	0	0	0	0	0	20	5.5	0.043	0	362	8691	0.056	0.269	0.123	44.8	市
敦賀市	自排敦賀	商	351	8392	0.020	0.298	0.061	348	8350	0.017	0.065	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0	348	8350	0.037	0.339	0.089	46.2	県	
			346	8293	0.028	0.245	0.080	346	8293	0.019	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0	346	8293	0.047	0.281	0.103	40.9	県	

(注)「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

表2-9 浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途地域	有効測定日数		年平均値 mg/m3	1時間値が 0.20mg/m3 を超えた時 間数とその 割合		日平均値が 0.10mg/m3 を超えた日 数とその割 合		1時間値 の最高値 mg/m3	日平均 値の2% 除外値 mg/m3	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日が2 日以上連続し たことの有無		環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数 日	設置 主体
			日	時間		時間	%	日	%			有×	無		
福井市	清井センター石河大順今社	明井盛合宮化市	住	365	8743	0.027	2	0	1	0.3	0.287	0.071		0	県
				364	8722	0.029	8	0.1	2	0.5	0.282	0.071	×	2	
				363	8732	0.025	3	0	2	0.6	0.281	0.068	×	2	
				345	8343	0.027	3	0	2	0.6	0.228	0.066	×	2	
				342	8262	0.028	28	0.3	2	0.6	0.309	0.074	×	2	
				363	8716	0.025	8	0.1	2	0.6	0.226	0.068	×	2	
				356	8572	0.023	4	0	2	0.6	0.221	0.062	×	2	
				357	8553	0.017	3	0	2	0.6	0.220	0.062	×	2	
				346	8305	0.024	8	0.1	2	0.6	0.232	0.063	×	2	
				346	8296	0.023	2	0	3	0.9	0.219	0.070	×	2	
三国町	三国南保育所宿保育所浜四郷公民館安島保育所	住	365	8719	0.028	10	0.1	2	0.5	0.365	0.072	×	2	県	
			359	8692	0.024	6	0.1	2	0.6	0.278	0.069	×	2		
			365	8752	0.028	20	0.2	2	0.5	0.308	0.068	×	2		
			365	8742	0.026	13	0.1	2	0.5	0.274	0.066	×	2		
芦原町	芦原	住	364	8746	0.023	7	0.1	2	0.5	0.310	0.065	×	2	県	
			348	8381	0.031	17	0.2	2	0.6	0.344	0.077	×	2		
金津町	金津	準工	364	8708	0.021	2	0	2	0.5	0.231	0.060	×	2	広域県	
			364	8751	0.027	5	0.1	3	0.8	0.262	0.069	×	2		
丸岡町	丸岡	住	364	8751	0.027	5	0.1	3	0.8	0.262	0.069	×	2	県	
			364	8701	0.025	4	0	2	0.5	0.247	0.069	×	2		
春江町	春江	住	364	8745	0.030	9	0.1	3	0.8	0.290	0.082	×	2	県	
			364	8750	0.027	9	0.1	2	0.5	0.370	0.076	×	2		
坂井町	坂井	住	364	8750	0.027	9	0.1	2	0.5	0.370	0.076	×	2	県	
			362	8674	0.024	14	0.2	2	0.6	0.231	0.068	×	2		
敦賀市	敦賀	住	362	8674	0.024	14	0.2	2	0.6	0.231	0.068	×	2	県	
			362	8706	0.025	8	0.1	3	0.8	0.256	0.076	×	2		
武生市	武生	準工	365	8752	0.024	18	0.2	3	0.8	0.449	0.068	×	2	市	
			354	8519	0.026	1	0	0	0	0.207	0.073		0		
武生市	武生	住	364	8726	0.026	1	0	2	0.5	0.207	0.067	×	2	市	
			364	8731	0.024	0	0	2	0.5	0.171	0.063	×	2		
味真野大気	味真野大気	住	364	8731	0.024	0	0	2	0.5	0.171	0.063	×	2	市	
			362	8710	0.020	0	0	1	0.3	0.142	0.048		0		
武生市	武生	住	354	8546	0.017	4	0	2	0.6	0.222	0.041	×	2	市	
			362	8710	0.020	0	0	1	0.3	0.142	0.048		0		
鯖江市	鯖江	住	346	8334	0.028	1	0	2	0.6	0.210	0.068	×	2	市	
			363	8722	0.029	4	0	0	0	0.280	0.072		0		
鯖江市	鯖江	住	363	8722	0.029	4	0	0	0	0.280	0.072		0	市	
			363	8742	0.024	3	0	2	0.6	0.257	0.061	×	2		
御幸	御幸	住	365	8753	0.029	0	0	2	0.5	0.168	0.069	×	2	市	
			365	8753	0.029	0	0	2	0.5	0.168	0.069	×	2		
小浜市	小浜	住	364	8727	0.021	4	0	2	0.5	0.237	0.065	×	2	市	
			364	8727	0.021	4	0	2	0.5	0.237	0.065	×	2		
大野市	大野	準工	364	8722	0.024	0	0	1	0.3	0.197	0.067		0	市	
			329	7875	0.024	0	0	0	0	0.150	0.070		0		
今立町	今立	住	329	7875	0.024	0	0	0	0	0.150	0.070		0	市	
			329	7875	0.024	0	0	0	0	0.150	0.070		0		
三方町	三方	住	324	7801	0.020	1	0	0	0	0.233	0.060		0	市	
			324	7801	0.020	1	0	0	0	0.233	0.060		0		

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 10 - 1 一酸化炭素の測定結果（一般環境大気測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途地域	有効測定日数		年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことのある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	設置主体
			日	時間		時間	%	日	%	日	%					
福井市	順化商		361	8721	0.4	0	0	0	0	0	0	2.6	0.7		0	市

（資料：環境政策課）

（注）「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 10 - 2 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途地域	有効測定日数		年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことのある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	設置主体
			日	時間		時間	%	日	%	日	%					
福井市	自排福井	準工	338	8069	0.7	0	0	0	0	0	0	3.4	1.1		0	県市
	自排月見	商	365	8726	0.6	0	0	0	0	0	0	3.1	1.1		0	
敦賀市	自排敦賀	商	348	8380	0.6	0	0	0	0	0	0	3.5	1.1		0	県
鯖江市	自排鯖江	準工	339	8149	0.6	0	0	0	0	0	0	4.2	1.1		0	県

（資料：環境政策課）

（注）「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表2 - 11 - 1 光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	設置主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福井市	清明	住	365	5411	0.028	39	172	0	0	0.085	0.043	県
	福井	住	365	5386	0.026	26	89	0	0	0.077	0.040	
	センター	未	364	5384	0.029	37	152	0	0	0.089	0.044	
	河合	未	342	5036	0.033	64	324	0	0	0.096	0.047	
	順化	商	365	5275	0.025	14	41	0	0	0.074	0.038	
	今市	未	340	4956	0.023	18	51	0	0	0.075	0.038	
	社	住	365	5429	0.030	55	257	0	0	0.089	0.045	
三国町	足羽	未	363	5401	0.034	87	468	0	0	0.099	0.050	市
	三国	未	365	5428	0.036	49	213	0	0	0.089	0.048	
芦原町	芦原	住	327	4875	0.035	54	294	0	0	0.095	0.049	県
金津町	金津	準工	314	4676	0.033	49	267	0	0	0.109	0.047	県
丸岡町	丸岡	住	365	5418	0.029	19	81	0	0	0.084	0.041	県
春江町	春江	未	326	4833	0.034	68	358	0	0	0.100	0.049	県
坂井町	坂井	未	364	5377	0.032	39	172	0	0	0.088	0.046	県
敦賀市	敦賀	住	353	5255	0.035	65	300	1	2	0.128	0.049	県
	和久野	住	365	5457	0.035	60	293	1	2	0.125	0.048	
武生市	武生	準工	365	5458	0.029	52	223	0	0	0.106	0.044	県
鯖江市	神明	住	365	5433	0.029	63	325	0	0	0.102	0.046	県
	鯖江	住	365	5449	0.029	60	295	0	0	0.102	0.045	
小浜市	小浜	住	365	5454	0.033	53	265	0	0	0.094	0.046	県
大野市	大野	準工	365	5457	0.032	66	310	0	0	0.088	0.046	県
今立町	今立	住	329	4916	0.031	74	407	0	0	0.103	0.048	県
三方町	三方	未	321	4744	0.035	60	342	1	1	0.121	0.049	県

（資料：環境政策課）

（注）昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表2 - 11 - 2 光化学オキシダントの測定結果（自動車排出ガス測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	設置主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福井市	自排月見	商	362	5252	0.018	0	0	0	0	0.059	0.029	市

（資料：環境政策課）

（注）昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表2-12-1 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン					全炭化水素					設置主体		
			測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間 平均値		6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数と その割合		6～9時3時 間平均値が 0.31ppmCを 超えた日数と その割合		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間 平均値		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数		6～9時 3時間 平均値	
							最高値	最低値	日	%	日	%					最高値	最低値						最高値	最低値
							ppmC	ppmC	日	%	日	%					ppmC	ppmC						ppmC	ppmC
福井市	福井順	住商	8513	0.11	0.12	359	0.63	0.00	35	9.7	4	1.1	8513	1.81	1.82	359	2.07	1.68	8513	1.92	1.94	359	2.40	1.68	県
			8129	0.14	0.14	342	0.83	0.04	43	12.6	3	0.9	8165	1.86	1.88	344	2.34	1.75	8128	2.00	2.02	342	2.66	1.80	市
三国町	三国	未	8545	0.09	0.09	359	0.32	0.01	10	2.8	1	0.3	8545	1.84	1.85	359	2.17	1.70	8545	1.92	1.93	359	2.33	1.75	県
敦賀市	敦賀	住	8604	0.09	0.10	362	0.32	0.01	15	4.1	1	0.3	8608	1.86	1.87	362	2.20	1.72	8604	1.95	1.98	362	2.36	1.77	県
鯖江市	神明	住	8023	0.12	0.14	337	0.55	0.00	61	18.1	10	3.0	8028	1.83	1.84	337	2.18	1.71	8023	1.95	1.99	337	2.41	1.77	県
小浜市	小浜	住	8557	0.10	0.09	359	0.28	0.04	4	1.1	0	0	8557	1.82	1.82	359	2.02	1.69	8557	1.92	1.92	359	2.23	1.73	県
大野市	大野	準工	8649	0.13	0.15	363	0.70	0.03	83	22.9	21	5.8	8649	1.82	1.84	363	2.04	1.70	8649	1.96	1.99	363	2.59	1.74	県

(資料：環境政策課)

表2-12-2 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン					全炭化水素					設置主体		
			測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間 平均値		6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数と その割合		6～9時3時 間平均値が 0.31ppmCを 超えた日数と その割合		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間 平均値		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数		6～9時 3時間 平均値	
							最高値	最低値	日	%	日	%					最高値	最低値						最高値	最低値
							ppmC	ppmC	日	%	日	%					ppmC	ppmC						ppmC	ppmC
福井市	自排福井	準工	8151	0.17	0.18	344	0.50	0.06	104	30.2	12	3.5	8151	1.85	1.86	344	2.16	1.73	8151	2.02	2.04	344	2.58	1.83	県
	自排月見	商	8428	0.21	0.25	355	0.59	0.04	238	67.0	97	27.3	8428	1.88	1.90	355	2.16	1.75	8428	2.09	2.15	355	2.55	1.79	市
敦賀市	自排敦賀	商	8056	0.17	0.19	339	0.61	0.07	138	40.7	23	6.8	8042	1.86	1.87	338	2.35	1.71	8041	2.03	2.06	338	2.67	1.79	県
鯖江市	自排鯖江	準工	7972	0.18	0.20	336	0.60	0.03	149	44.3	39	11.6	7970	1.86	1.88	335	2.35	1.71	7968	2.04	2.08	335	2.69	1.75	県

(資料：環境政策課)

表2 - 13 - 1 ばい煙発生施設市町村別届出状況（大気汚染防止法）

（平成15年3月31日現在）

施設種類	1 項		5 項		6 項		9 項		10 項		11 項		13 項		14 項		19 項		20 項		23 項		27 項		30 項		合 計		
	ボ イ ラ ー		金属溶解炉		金属加熱炉		焼 成 炉 溶 解 炉		反 応 炉		乾 燥 炉		廃 棄 物 焼 却 炉		焙 焼 炉 焼 結 炉		塩素反応施設		アルミニウム 製錬用電解炉		トリポリリン酸 製造用施設		硝酸吸収施設		ディーゼル 機		実工場数	施設数	
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数	
福 井 市	198	424	3	11	1	1					10	13	11	17			1	4			1	1	1	1	8	16	228	488	
敦 賀 市	39	90					1	2			6	11	5	7	1	2									2	3	47	115	
武 生 市	57	111	2	2	2	5	13	15	1	10	6	11	3	9			1	1							2	4	84	168	
小 浜 市	24	37									3	6	6	7													32	50	
大 野 市	23	35									3	9	4	5													29	49	
勝 山 市	27	62									3	6	7	7													35	75	
鯖 江 市	43	86	1	1			1	1			3	7	2	3					1	1							49	99	
美 山 町	3	5																									3	5	
松 岡 町	4	7									2	5															5	12	
永 平 寺 町	3	7									1	2															4	9	
上 志 比 村	1	1																									1	1	
和 泉 村													1	1													1	1	
三 国 町	46	94	2	16	1	20					2	6	2	3											1	5	49	144	
芦 原 町	19	52									1	2													1	1	21	55	
金 津 町	20	39			1	1	2	2			1	5	4	6													27	53	
丸 岡 町	18	28									4	8	5	5													27	41	
春 江 町	24	46	1	2							3	7	1	1													29	56	
坂 井 町	11	18									2	6	1	1											1	2	12	27	
今 立 町	19	23	1	2							2	3															22	28	
池 田 町	1	1											2	2													3	3	
南 条 町	1	1									1	2															2	3	
今 庄 町	1	3																									1	3	
河 野 村	1	1																									1	1	
朝 日 町	4	7					1	1					2	2													7	10	
宮 崎 村	6	11					3	3																			9	14	
越 前 町	7	8																									7	8	
越 廼 村	1	1																									1	1	
織 田 町							2	6			1	1															3	7	
清 水 町	9	23									1	2													1	6	11	31	
三 方 町	6	10									1	2	1	1													8	13	
美 浜 町	7	9									2	3	1	1													9	13	
上 中 町	5	14									2	4	1	2													8	20	
名 田 庄 村																													
高 浜 町	2	5											3	5													4	10	
大 飯 町											1	1	1	2													2	3	
合 計	630	1,259	10	34	5	27	23	30	1	10	61	122	63	87	1	2	2	5	1	1	1	1	1	1	1	16	37	781	1,616

（資料：環境政策課）

表 2 - 13 - 2 ばい煙発生施設市町村別届出状況（電気事業法・ガス事業法）

（平成15年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		1 3 項		2 9 項		3 0 項		3 1 項		合 計													
	ボ	イ	ラ	ー	ガ	ス	発	生	炉	廃	棄	物	焼	却	炉	ガ	ス	機	関	実	工	場	数	施	設	数
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数										
福井市	1	1	1	2			16	19	59	88	2	3			74	113										
敦賀市	6	15	1	2			2	3	21	29					26	49										
武生市							1	1	13	20					14	21										
小浜市							1	1	3	3					4	4										
大野市									4	5					4	5										
勝山市							1	1	3	5					4	6										
鯖江市	1	1					2	2	9	12					11	15										
松岡町									3	4					3	4										
永平寺町							1	2	1	2					2	4										
和泉村									1	1					1	1										
三国町	2	2							11	16					11	18										
芦原町									1	2					1	2										
金津町	1	2							3	3					4	5										
丸岡町							2	2	4	4					6	6										
春江町							2	2	3	3					5	5										
今庄町									2	5					2	5										
朝日町									2	2					2	2										
清水町							3	3	1	1					4	4										
三方町									3	7					3	7										
美浜町	1	2							4	11					4	13										
高浜町									3	3					3	3										
大飯町	1	3			1	1			1	9					1	13										
合 計	13	26	2	4	1	1	31	36	155	235	2	3		189	305											

（資料：環境政策課）

表 2 - 14 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（平成15年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計													
	堆	積	場	コ	ン	ベ	ア	破	碎	機	・	ふ	る	い	実	工	場	数	施	設	数	
市町村名	工場数	施設数	実工場数	施設数																		
福井市	11	12	12	44	11	31	5	7	17	94												
敦賀市	11	27	12	107	6	23	7	17	20	174												
武生市	4	4	4	17	4	12	2	3	5	36												
小浜市	1	1	5	19	2	6	1	1	5	27												
大野市	3	9	4	21	3	10	1	1	5	41												
勝山市	5	7	7	33	7	17	2	4	7	61												
鯖江市	5	8	3	3	2	2			6	13												
美山町	1	1	2	3	1	2			3	6												
松岡町			1	18	1	7	1	3	1	28												
永平寺町	4	5	2	2	2	5	1	2	4	14												
三国町	4	4							4	4												
芦原町	1	1	1	3					2	4												
金津町			1	2			1	1	1	3												
丸岡町	3	4	4	19	4	14	3	6	4	43												
坂井町	1	1							1	1												
今庄町	3	7	2	10	2	14	1	1	3	32												
上中町			1	1	1	2	1	1	1	4												
高浜町	2	2	1	1	1	1			4	4												
合 計	59	93	62	303	47	146	26	47	93	589												

（資料：環境政策課）

表 2 - 15 特定粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（平成15年3月31日現在）

施設種類	2 項		合 計	
	混	合	実	施
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数
武生市	1	1	1	1
合 計	1	1	1	1

（資料：環境政策課）